

### 公立保育所の役割について（案）

認可保育所は、児童福祉法第 3 5 条に基づく児童福祉施設であり、公立・私立いずれも国の定める基準を満たして設置され、また、保育内容についても厚生労働省が定める保育所保育指針に準拠して行われている。こうした状況を踏まえ、下記のとおり公立保育所の役割を位置づけるものである。

#### 記

##### 1 行政機関としての役割

- ① 公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する。
- ② 公立保育所は、庁内各課、他の行政機関との連携が比較的容易であることから、児童虐待の早期発見、要保護児童などの支援について、迅速な対応が可能である。また、増加傾向にある心身の発達において特別な配慮が必要な子ども、アレルギーを持つ子どもについても、公立保育所が積極的に受け入れ対応する。

##### 2 地域子育て支援の拠点としての役割

- ① 公立保育所の特長を活かし、民間保育所、認可外保育施設等との連携を図り、地域における子育て支援の中核的な機能を果たす。
- ② 在宅の子育て家庭への支援として、一時保育、緊急保育の充実を図る。
- ③ 認証保育所、保育室、家庭福祉員その他の子育て支援関係団体とのネットワークの構築を推進していく。
- ④ 公立保育所の職員は、市職員として保育行政に携わり、保育需要や課題に積極的に取り組む。

##### 3 保育施設の拠点としての役割

- ① 大規模災害の発生時には、小金井市災害対策本部と連携し保育を継続する。また、公立保育所職員は、市職員として災害対策の活動を行う。
- ② 公立保育所は、情報交換等を通じ民間保育所等との連携を図るとともに、人材育成を積極的に行う。